

**指定通所介護事業所及び指定通所介護相当サービス事業所
シルバータウン大野台ケアセンター運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が開設するシルバータウン大野台ケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、生活相談員及び機能訓練指導員、看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者又は要支援状態等にある高齢者（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適正な指定通所介護又は指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 シルバータウン大野台ケアセンター
- (2) 所在地 相模原市南区大野台 5-19-15

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤兼務）
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、指定通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する指定通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画又は通所介護相当サービス計画の作成の補助等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当た

る。

(4) 介護職員 3名以上（常勤兼務2名以上、非常勤2名以上）

介護職員は、指定通所介護等の業務に当たる。

(5) 看護職員 1名以上（非常勤兼務）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時40分から午後4時45分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、指定通所介護、指定通所介護相当サービスを合計して25名とする。

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の世話及び支援

(2) 食事の提供

(3) 入浴

(4) 機能訓練

(5) レクリエーション

(6) 健康チェック

(7) 送迎

(8) 相談

(9) 家族指導

(利用料等)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は相模原市長が

定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、

負担割合証に記載の負担割合の額とする（詳細は別添の料金表のとおり）。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね10km未満 600円

(2) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね 10 km 以上 1 km 増すごとに
100 円

3 利用者の希望によるその他の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 食費（おやつを含む） 730 円
- (2) オムツ代 100 円、パット代 20 円
- (5) 教養娯楽費 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 従業者は、指定通所介護等の提供中に、利用者の病状に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、担当介護支援専門員、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区、相模原市中央区の全域とする。

（サービス利用にあたっての注意事項）

第 11 条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 送迎前、送迎中、サービス利用中にかかわらず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を家族、管理者に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようすること。
- (2) 従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 飲酒は禁止とする。
- (4) 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- (6) 施設内の設備・備品等の利用に際しては、従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (7) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が必要と認めたものは、持参すること。
- (8) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (9) 利用開始時には、必ず介護保険被保険者証等の提出を行うこと。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2

回以上定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第14条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化ための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、に周知徹底する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 5 身体的拘束等の適正化のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待の防止)

第15条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従事者に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第16条 指定通所介護等の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、ケアマネジャー、市町村等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(従業者の秘密の保持)

第17条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情及び相談に対する体制)

第18条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定通所介護等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 隨時

(その他)

第20条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会、シルバータウン大野台ケアセンター施設長、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。